

平成27年度 第1回生駒市環境審議会 会議録

1 開催日時 平成27年7月2日(木) 午前9時30分～午前11時15分

2 開催場所 生駒市役所 4階 401、402 会議室

3 審議事項

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 「生駒市路上喫煙防止条例(案)」パブリックコメントについて

(3) その他

(以下、敬称略)

4 会議出席者

会長 槇村久子

副会長 中西達也

委員 下村晴意 桂明宏 藤堂宏子 森田壽志 唐金吉弘

中田建彦 西岡英俊 矢田千鶴子 田中武

事務局 小紫雅史 市長

奥谷長嗣 環境経済部長

川島健司 環境モデル都市推進課長

辻中伸弘 環境事業課長

佐伯敏彦 環境モデル都市推進課課長補佐

後藤裕子 環境モデル都市推進課課長補佐

大窪奈都子 環境事業課課長補佐

大熊啓文 環境モデル都市推進課環境保全係長

竹田有希 環境モデル都市推進課地球温暖化対策係員

5 傍聴者 なし

午前9時30分 開会

6 審議内容

(1) 開会

(2) 市長あいさつ

生駒市環境審議会は、多様な分野を代表する方で構成されている。生駒市は住宅都市として初めての環境モデル都市であるが、環境政策を推し進めるだけでなく、まちづくりや住宅政策につなげることが基本理念にある。生駒市は景観の良さが人口増加につながり発展してきた。今後、住宅の省エネリフォームを進めていくことで、市内経済の活性化につなげていき、また、小型の電気自動車の普及を買いもの支援等高齢者の福祉政策にも連携させていきたいと考えている。

環境エネルギーを切り口にした住宅都市の未来のモデルをつくっていきたい。

また、現場に即した施策を実施していきたい。この4月からゴミの有料化を実施し、現場の意見を聞きながら紙おむつの無料化を決定した。ゴミは現場に近いテーマであ

るが、路上喫煙の防止も、身近な問題であるので、生駒市路上喫煙防止条例（案）についても、議論頂き、市としての施策をすすめていきたい。

(3) 委員紹介

事務局より紹介

(4) 審議事項

以下、発言要旨。

＜委嘱後初めての会議につき、事務局で議事を進行＞

事務局

本日の会議の成立について報告。全委員14名のうち11名の出席により会議は成立。

案件1「会長及び副会長の選出について」審議を宣告。

藤堂宏子委員

会長には榎村委員、副会長に中西委員を推薦する発言。

各委員

異議なしとの発言。

事務局

会長に榎村委員、副会長に中西委員を確認。

＜会長、副会長席に移動、着席＞

榎村久子会長

案件2「『生駒市路上喫煙防止条例（案）』パブリックコメントについて」審議を宣告。

事務局に説明を求める発言あり。

事務局

事務局から事前に配布した「『生駒市路上喫煙防止条例（案）』パブリックコメント」をもとに懇話会の経過報告と参加者意見の報告。パブリックコメントの説明。

榎村久子会長

委員からの質問、意見を求める発言。

田中武委員

どのような形でパブリックコメントを募集するのかとの質問。

事務局

「生駒市パブリックコメント手続条例」に則って行おうと発言。

「『生駒市路上喫煙防止条例（案）』パブリックコメント資料」を公表し、自由に意見を頂く。自由記入欄、氏名を書く形で制限をかけない様式で運用するとの発言。

田中武委員

先程の資料の項目別で提出ではなく、全体の内容を見てコメントを提出するのかとの質問。

事務局

個別でも全体の意見でもどちらの提出でも良く、制限をかけないとの発言。

田中武委員

年配者には10問ほど質問項目を書いてもらって、それに対する意見をもらう方が返事しやすいのではないかと質問。

事務局

その方法だと市民のニーズを市が誘導している形になりかねないので、市民の意見を自由に出し、その上で全体審議をするとの発言。

榎村久子会長

案を公表場所に見に行けばペーパーをもらえるのかとの質問。

事務局

資料に様式を付けて渡すとの発言。

矢田千鶴子委員

懇話会の意見として挙がっている即罰規定と、条例（案）にある2万円の過料との整合性は。どのように過料をもらうのかとの質問。

事務局

罰則は「まちをきれいにする条例」との整合をとった内容としていると発言。

矢田千鶴子委員

注意喚起の手順を踏まえた上で、今のところ即罰規定は導入しないのか

との質問。

事務局

肯定。懇話会では罰則については、抑止効果として必要との意見であった。注意をしながら命令に従わなかった場合は罰則を科すことになるが、しっかりと市民に周知した上で運用していく。

中西達也委員

「即罰規定」という言葉はわかりにくいと思う。「市長は勧告して命令を行うことができる」とあるが、実際は市長が直接その場で勧告・命令はしない。誰がどうするのか。勧告・命令に従わない者には2万円の過料を科すことができるが、その場で担当者が勧告・命令に従わないものに2万円の過料を科すと即罰ではないのか。手順を踏むということと即罰とどのように関連するのか。パブリックコメント資料の(6)、(7)の説明を事務局に求める発言。また、資料を変更した方が誤解のない意見を頂けるのではないかと質問。

事務局

勧告・命令・罰則までの手続きの流れは、まちをきれいにする条例と同じだが、実際に罰則までいった例は今までない。現場での対応を想定した場合、勧告は口頭で、いわゆる指導としてできる。喫煙をやめない場合、命令書を発行することになるが、相手方の特定が必要で協力ができない。現場で命令することは想定していない。他市の例を見ると、簡易な命令書に署名だけさせて実施しているケースもあるが、生駒市は1回の手続きの中で命令までいくことは想定していない。さらに、行政手続法上、相手方に意見を述べる機会を与えないといけない。こういった手続きは現場で全て完結できない。あくまで抑止力として設定しているとの発言。

中西達也委員

パブリックコメント資料(7)に「一定の手続きを踏んだ上で」という文言を入れた方が即罰規定ではないとわかるとの発言。ただちに罰則を科すものではないことを入れた方が良いとの発言。

下村晴意委員

パブリックコメントをする情報は、いつ広報誌に載せられるのかとの質問。

事務局

8月1日号に掲載予定。

下村晴意委員

どのくらいのスペースで載せるのかとの質問。

事務局

広報誌では「実施をします」と簡潔な形で掲載予定との発言。

下村晴意委員

市民のモラルと協力が一番大事だと思うので多くの皆様にご意見を頂けるよう、気に留めてもらえるようなものにしたら良いとの発言。

榎村久子会長

パブリックコメント資料の(6)と(7)が重要。氏名等を公表することができるがあるがかなり厳しい。(1)の市の責務を読むと、市民が活動を行うのに色々とサポートすることが中心に見えてしまう。(6)と(7)は市の権力でしかできないことなので、(1)にきっちり書いておかないといけないのではないかと発言。

中西達也委員

「自主的な活動への支援を行うものとし」という文言が先にきているので印象を強くしている。まず推進をする、そのうえで支援する、の順番のほうがよいとの発言。

事務局

意図はそのとおりである。行政として啓発を率先してやっていくことと環境整備をする施策を推進するということを強調するとの発言。

榎村久子会長

本日の議案が「『生駒市路上喫煙防止条例(案)』パブリックコメント

について」になっているが、審議会の中で条例案について意見を聞くことはしないのか、パブリックコメントについての意見のみ行うのかとの質問。

事務局

骨子を含めてパブリックコメントのやり方と条例の中身について、両方の意見をもらいたいとの発言。

榎村久子会長

意見を聞いたうえで条例案を修正されるということかとの質問。

事務局

修正をするとの発言。

田中武委員

前回の審議会で説明のあったスケジュールが変わったのかとの質問。

事務局

肯定。1月に市長が退任し、4月に新市長が就任した。市長の意向を取り入れながら環境審議会で審議を行い、条例案を作る。現在のところ、12月の議会で条例提案を行う予定との発言。

中西達也委員

資料(5)の重点地区の指定喫煙場所はどのように設けるつもりなのか、ブースを設けるのかとの質問。

事務局

どの水準のものを設置するかまで現段階では固まっていない。他市の例を見ると、簡易なパーテーションから完全密閉BOX型のものまである。煙がまったく出ない密閉型を設置するのが理想だが、設置場所や予算との関係もある。重点地区が生駒駅前になると思うので、灰皿設置場所や工事費を考えながら決めていきたいとの発言。

中西達也委員

駅のコンコースなどにある密閉型のは、屋内に設置するものだと思う。今回の条例案は屋外を想定していると思うが、屋外設置で密閉型のはあるのかとの質問。

事務局

ほとんどないが、一部設置している市はある。多くの他市町村ではオープン型で設置されているとの発言。

下村晴意委員

重点地区は人通りが多い場所や駅であり、ぴったり通りも重点地区になると思う。喫煙場所を商店街に設けても煙が漏れれば受動喫煙になる。中途半端な書き方はしないほうが良い。文言の中途半端さが市の姿勢になるとの発言。

桂明宏委員

路上喫煙の定義について「道路等」には、私道も含まれるのかとの質問。

事務局

公共道路だけでなく、不特定多数の方が自由に出入り・通行できる場所として広くとらえている。コンビニや商店など私有地部分は「道路等」に含めない。その代わりに、入口付近にある灰皿は少し動かすよう事業者の方には働きかけるとの発言。

西岡英俊委員

灰皿を置いているところは道路ではないということかとの質問。

事務局

肯定。

中西達也委員

だから事業者に対して協力を求めるということで良いのか。灰皿を設置するには、それなりの目的があるはず。それが懇話会に出てきている個人商店の責務につながる理解で良いのかとの質問。

事務局

肯定。

榎村久子会長

まちをきれいにするのが、健康の観点と一緒にいるからわかりにくい。どちらが中心なのか論点がわかりにくいとの発言。

事務局

まちをきれいにする条例をつくる時に受動喫煙の話がでており、ずっと切っても切り離せない状況が昔からあった。煙草を吸う権利もあるため、

まちをきれいにする条例ではポイ捨てに特化した条例をつくることにした。一段階目は、これで進んだ。しかし啓発をしても歩き煙草は減っている状況は見受けられない。もう一度市民への啓発が必要と思った。ポイ捨ても受動喫煙も含めて並びたつよう考えていきたい。

本来は、密閉型のものは重点地域に設置するのが望ましい。実際にその通りできるのか、ビルの所有者が設置した灰皿を、ビルを利用しない人が使っても良いのか等、市の指定場所としてできるのか協議しながら進めていきたいと思うとの発言。

下村晴意委員

生駒駅では今でも煙草を吸う人がおり、密閉型のものが奥に1つある。喫煙場所を排除するのではなく、きちっとそういう場を設けることが大切と思う。マナーだけでなく、環境整備が必要との発言。

西岡英俊委員

(9) 施行期日について、行政の手続き上、周知期間は必要なのかとの質問。

事務局

周知期間は一定期間必要。行政として重点地域を決めて、そこで喫煙した場合、指導・勧告・命令した上で2万円の過料を行う。吸う人の権利もある。行政としては予算措置のための期間も必要。28年度の予算に盛り込み、半年くらいで実施したい。

唐金吉弘委員

若い人を指導するのは難しい。市でやってもらわないとトラブルのもとになるとの発言。

中田建彦委員

生駒市が管理する範囲を区切って、そこを指定区域にしても良いかもしれない。去年のクリーンキャンペーンに参加したが、交差点にたばこのポイ捨てがかなり多い。車が通っているから拾いにくい、たくさんの人が集まれば拾いにいける。努力目標を啓発だけでなく、もう少し踏み込んでみても良いかもしれないとの発言。

榎村久子会長

車から捨てている人もいるとの発言。

森田壽志委員

道路をゴミ箱と間違えていると思う。ウォーキングをしているが、ペットボトルが捨てられているのをよく見た。有効資源で再生可能だから拾うが、たばこは小さすぎて取りにくい。公共の道を何と考えているのかと思う。半年前にシンガポールに行ったが、罰金が高い。シンガポールはFINEの国といわれている。「すばらしい」と「罰則」という意味。カラスもいない。目指すところは第二のシンガポールかと思っているとの発言。

矢田千鶴子委員

庁舎の東側入口付近の駐輪場に喫煙所がある。再考してもらいたいとの発言。

事務局

公共施設の取扱いについては、生涯学習部・こども健康部・企画財政部・環境経済部の4部で協議しながら方向を出していけるように進めている。市庁舎の灰皿については、早急に対応を協議したい。生涯学習施設は敷地内禁煙のため、敷地から出た道路で吸っている。条例ができれば道路もダメになる。例えば会議に来た場合、禁煙を啓発していくのも1つだし、分煙ブースも必要なのかもしれない。議会提案までに方向性を決めていきたいとの発言。

榎村久子会長

ここで出た意見を踏まえて修正するのかとの質問。

事務局

今日審議してもらった意見を踏まえて、事務局でパブリックコメント資

料を修正し、会長、副会長に確認いただきたい。また、パブリックコメントを経た後で意見があれば反映する時間があると思うとの発言。

**榎村久子会長
各委員
中西達也委員**

会長、副会長で預かるということでも良いか委員に質問。
了承との発言。

資料をもらう際は、どこがどう変わったかわかるようにしてもらいたいとの発言。

榎村久子会長

案件2について審議を終了。

案件3「その他」について審議を宣告。

事務局

4月から開始した家庭ごみの有料化についての報告。ごみ半減プランでは、平成21年比、10年間で燃やすごみを半減する計画。家庭ごみ有料化はその1つ。事前に配布した資料をもとに、2ヶ月分の状況を報告。昨年4月、5月と比較すると3,695トンの燃えるゴミが出ていたが、今年は2,999トンで昨年比81.2パーセントになっている。資源ごみは新聞、雑誌、古着、ミックスペーパー、靴、鞆は軒並み量が増えている。特にミックスペーパー、プラスチック製容器包装が増えている。分別できている証だと思う。これが継続できるように行政としてはさらに進めていきたいとの発言。

**榎村久子会長
事務局**

委員に意見・質問を求める発言。

紙おむつについては有料とされていたが、市長のマニフェストや、市民の意見もあり、9月から無料とすることとした。7月の広報で簡単に掲載した。8月の広報でも説明を載せる予定との発言。

**榎村久子会長
森田壽志委員
事務局**

有料化すると2割減するのが一般的だと思うとの発言。

ミックスペーパーとは何を指すのかとの質問。

菓子箱や包装紙など。分別をすれば、ごみはもっと減ると思う。調査をしたところ、資源化できるものが含まれていたとの発言。

榎村久子会長

新聞や段ボールは紙としてはっきりしているが、それ以外の紙類なのか判断に迷うものはどう保管するか悩んでいる。やり方が皆わからないのかもしれないとの発言。

事務局

透明のごみ袋に紙類ばかり入れてもらい、燃えるごみの日に出してもらえば良い。現在も行っているが、紙類の出し方も今後PRすることによって、もっと減らせると思うとの発言。

田中武委員

釘やスコップの先などの金属類の処理に困っている。今までであればリレーセンターに持って行っていたとの発言。

事務局

小さな釘などは7リットルの指定袋に入れてもらい、電話で申し込めば自宅まで取りに行く。また、リレーセンターに持ち込んだ場合でも引き取らせてもらうとの発言。

以前までは資源ごみの集積所を出してもらうようにしていたが、鉄類や大型ごみは民間業者が無断で持ち帰り、市民とトラブルが起こるケースもある。高齢化が進めば、重たいものを資源ごみの所に持って行くのも難しい。そのため、電話で申し込み、家まで回収するやり方に変更しているとの発言。

榎村久子会長

おむつは有料で始まったが、9月からは無料化になる。2ヶ月だが数値

がどう変化するか期待したいとの発言。

その他に報告等はないかとの質問。

事務局

5月21日から23日に開催した第23回環境自治体会議いこま会議の報告。「住宅都市からの挑戦 近未来のライフスタイル」をテーマに、延べ2,000名を超える参加。市外自治体の方や市民も多数参加され盛会のうちに終えることができた。初日の国立環境研究所の藤田先生の講演から始まり、2日目の分科会は12分科会を開催。最終日は、3日間の意見交換をもとに「待ちの姿勢から攻めの姿勢で取り組むこと」を、いこま会議宣言として宣言し、閉会。交流会では、生駒市の魅力を食や文化などの切り口で発信し、おもてなしをさせてもらい、喜んでもらうことができた。プレイベントも商工会議所に協力してもらい、準備段階から様々な企業・団体にご協力を頂き無事終わることができたとの発言。

榎村久子会長

生駒で会議を行うことは、全国的な情報発信として良かった。環境審議会の皆様には関係資料を送付してもらえれば良いと思うとの発言。

その他に質問や報告等はないかとの質問。

森田壽志委員

カラスが山崎新町のごみ収集所に20羽ほど飛んでいる。網を置いていても取ってしまう。早朝から来るので迷惑との発言。

榎村久子会長

網をかけていても効果はないかとの質問。

森田壽志委員

網をかけていても効果がないのと、かけていない所も多い。私のところは、市役所でもらった緑の網をかけている。もっと徹底してカラス対策をしてもらいたいとの発言。

矢田千鶴子委員

行政から紹介してもらったボックスを自治会で導入したが、蓋をめくって中に入っている状態。蓋に重しをつけたりして工夫している。

榎村久子会長

やっていない所はやって頂くようにした方が良い。

審議会の閉会を宣告。

午前11時15分 閉会